

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 頓	科 目	金 頓
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5, 359, 293	流動負債	4, 638, 656
現金及び預金	514, 443	未 払 金	8, 748
委託者未収金	2, 074	未払法人税等	7, 181
保管有価証券	131, 235	預り証拠金	4, 610, 497
差入保証金	3, 688, 500	賞与引当金	1, 920
金銭の信託	200, 000	商品取引事故損失引当金	6, 000
委託者先物取引差金	783, 523	そ の 他	4, 309
前 払 費 用	3, 874		
そ の 他	36, 264		
貸倒引当金	△622		
固定資産	1, 565, 387	固定負債	116, 872
有形固定資産	(820, 781)	預り敷金保証金	38, 508
建 物	22, 361	退職給付引当金	17, 088
車両運搬具	104	商品取引事故損失引当金	12, 000
工具、器具及び備品	28, 316	繰延税金負債	49, 276
土 地	770, 000	特別法上の準備金	10, 899
無形固定資産	(24, 788)	商品取引責任準備金	10, 899
電話加入権	324		
ソフトウェア	24, 463		
投資その他の資産	(719, 817)	負 債 合 計	4, 766, 429
投資有価証券	277, 344		
出 資 金	900	(純資産の部)	
長期委託者未収金	139, 262	株主資本	2, 047, 850
破産更生債権等	13, 037	資 本 金	1, 600, 000
長期差入保証金	394, 671	資本剩余金	602, 152
長 期 貸 付 金	1, 526	資本準備金	602, 152
長 期 前 払 費 用	11, 312	利 益 剰 余 金	94, 595
ゴルフ会員権	21, 340	利 益 準 備 金	50, 595
そ の 他	759	その他の利益剰余金	43, 999
貸倒引当金	△140, 337	配 当 積 立 金	238, 000
		繰越利益剰余金	△194, 000
		自 己 株 式	△248, 896
		評価・換算差額等	110, 400
		その他有価証券評価差額金	110, 400
資 产 合 计	6, 924, 681	純 資 产 合 计	2, 158, 251
		負 債 ・ 純 資 产 合 计	6, 924, 681

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 領	
営 業 収 益		
受 取 手 数 料	4 8 3, 5 4 7	
売 買 損 益	3 6, 0 3 3	
不 動 産 貸 収 入	3 8, 5 0 8	5 5 8, 0 8 9
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5 3 0, 3 3 2	5 3 0, 3 3 2
営 業 利 益		2 7, 7 5 6
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9 3 6	
受 取 配 当 金	4, 6 1 0	
受 取 獎 励 金	4, 7 6 6	
そ の 他	9 7 6	1 1, 2 8 9
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1 1	1 1
経 常 利 益		3 9, 0 3 5
特 別 利 益		
厚生年金基金解散損失戻入益	5, 7 5 9	5, 7 5 9
特 別 損 失		
商品取引責任準備金繰入額	5, 7 0 5	
ゴルフ会員権評価損	4 5 0	6, 1 5 5
税 引 前 当 期 純 利 益		3 8, 6 3 9
法人税・住民税及び事業税	4, 6 4 2	4, 6 4 2
当 期 純 利 益		3 3, 9 9 7

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的債券 ・・・ 償却原価法

② その他の有価証券

時価のあるもの ・・・ 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの ・・・ 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ ・・・・・・ 時価法

(3) たな卸資産

商 品 ・・・・・・ 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 ・・・・・・ 建物（建物附属設備を除く）

（リース資産を除く） ① 平成10年3月31日以前に取得したもの

法人税法に規定する旧定率法

② 平成10年4月1日以降平成19年3月31日以前に取得したもの

法人税法に規定する旧定額法

③ 平成19年4月1日以降に取得したもの
法人税法に規定する定額法

建物以外

① 平成19年3月31日以前に取得したもの
法人税法に規定する旧定率法

② 平成19年4月1日以降に取得したもの
法人税法に規定する定率法

なお、耐用年数および残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

(2) 無形固定資産 ・・・・・・ 定額法によっております。

（リース資産を除く） なお、償却年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産 ・・・・・・ リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

- (1) 貸倒引当金・・・・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について
は貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権等については
個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金・・・・・・従業員に対する賞与支給に備えるため、支給対象期間基準
による繰入額を基礎に将来の支給見込額を加味して計上しております。
- (3) 退職給付引当金・・・・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退
職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度
において発生していると認められる額を計上しております。
- (4) 商品取引事故損失引当金・・・商品先物取引事故による損失に備えるため、損害賠償請求等に伴う損
失見込額のうち、商品取引責任準備金の期末残高を勘案し、当事業年
度において必要と認められる金額を計上しております。
- (5) 商品取引責任準備金・・・商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221
条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

4. 営業収益の計上基準

- (1) 受取手数料
- ① 商品先物取引・・・・・・委託者の売付または買付に係る取引が成立したときに計上
しております。
- ② オプション取引・・・・・・委託者の売付または買付に係る取引が成立したときに計上
しております。
- (2) 売買損益
- ① 商品先物決済損益・・・・・取引を転売または買戻しおよび受渡しにより決済したとき
に計上しております。
- ② 商品先物評価損益・・・・・自己売買による未決済取引額の時価による評価損益を計上
しております。

5. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、
換算差額は損益として処理しております。

6. 消費税等の会計処理・・・・・消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によって おります。

II. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

定期預金	400,000千円	(注1)
建物	22,361千円	(注2)
土地	770,000千円	(注2)
投資有価証券	11,999千円	(注3)
その他	20,000千円	(注3)
合計	1,224,360千円	

担保資産に対応する債務
該当事項はありません。

(注1) 当座貸越契約に係わる担保に供している資産であります。

(注2) 貸出コミットメント契約に係わる担保に供している資産であります。

(注3) 商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号に規定する基金代位弁済委託契約に係わる担保に供している資産であります。当事業年度末における同規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額は、200,000千円であります。その他商品先物取引法施行規則第98条第1項第1号の分離保管指定信託契約に基づき、指定信託額200,000千円を信託しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	164,135千円
(3) 関係会社に対する金銭債権または金銭債務 該当事項はありません。	
(4) 当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金期末実行残高は、次のとおりであります。	
当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	600,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	<u>600,000千円</u>
(5) 商品取引責任準備金 商品先物取引法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。	

III. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
商品取引責任準備金	3,337千円
貸倒引当金	43,161千円
ゴルフ会員権評価損	18,852千円
商品取引事故損失引当金	5,511千円
電話加入権減損損失	5,157千円
退職給付引当金	5,232千円
その他	1,764千円
繰越欠損金	<u>420,454千円</u>
繰延税金資産小計	503,468千円
評価性引当額	<u>503,968千円</u>
繰延税金資産合計	一千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	<u>49,276千円</u>
繰延税金負債合計	<u>49,276千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>49,276千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

法定実効税率	33.1
(調整)	
評価性引当額の増減	△23.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
法人住民税均等割額	2.5
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>12.0</u>

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

IV. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	29,927円09銭
(2) 1株当たり当期純利益	471円42銭